

監査公表第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年7月4日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
議会事務局
議事調査課

第3 監査に当たった監査委員
原 義弘、山口洋一

第4 監査の期間
令和5年4月17日～令和5年6月9日

第5 監査の方法
令和5年度の監査実施計画に基づき、上記部局に係る令和4年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

議会事務局

【議事調査課】

意見

- 1 ICT化の取り組みをさらに進め、働き方改革につながる効率的な仕事の進め方について検討していただきたい。
- 2 政務活動費の申請や執行が減少している。政務活動費は、市民のための議会活動として、調査研究その他の活動に資するための経費の一部として交付されるものであるため、適正な執行を図りながらも使い勝手の良い運用ができるよう指針の見直しを進められたい。